

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●市川町

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	市川町空き家活用支援事業 住宅型（若年・子育て支援タイプ）			住民環境課	0790-26-1011	
2	身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免		○	税務課	0790-26-1012	
3	町県民税課税・所得証明の交付		○	税務課	0790-26-1012	
4	納税証明書(車検用の軽自動車納税証明を除く)の交付		○	税務課	0790-26-1012	
5	固定資産税に関する証明、閲覧等		○	税務課	0790-26-1012	
6	国民健康保険税納付額証明の交付		○	税務課	0790-26-1012	